

## 「川崎町における学校給食費の負担軽減事業」についてのお知らせ

令和7年12月、国より学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）が示され、子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、小学校段階（公立）の学校給食費を支援する「給食費負担軽減交付金」が創設されました。

これを受け、川崎町では、令和8年4月から、町の財源を活用して「学校給食費の負担軽減事業」を実施し、小学校だけでなく、中学校においても学校給食費の保護者負担ゼロを実現しました。

令和7年度までの給食は、小学校3,600円、中学校4,200円の学校給食費で実施していましたが、近年の物価高騰により、食材費がまかないきれいでありませんでしたので、給食費を下記のとおり改訂したうえで「学校給食費の負担軽減事業」を実施し、保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組むこととなりました。

### 【学校給食費負担軽減事業の対象者】

#### 小学校 町内の小学校に在籍している児童の保護者

※ただし、次に該当する場合は、対象となりません。

- ・生活保護等の認定により学校給食費の給付を受けている方（直接納入手続きが必要となります。）

#### 中学校 町内に住所を有する生徒の保護者

※ただし、次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- ・生活保護等の認定により学校給食費の給付を受けている方（直接納入手続きが必要となります。）
- ・就学援助制度の認定により学校給食費の給付を受けている方（毎年、手続きが必要となります。）
- ・町外から町内の中学校へ通学している生徒の保護者（口座振替手続きが必要となります。）



### 【令和8年度からの学校給食費（月額）】

#### ①町内の小学校に在籍している児童の保護者

小学校	食材料費	国・県交付金	町支援額	保護者負担額 0円（保護者負担ゼロ）
	5,400円	5,200円	200円	

#### ②町内に住所を有する生徒の保護者

中学校	食材料費	町支援額	保護者負担額 0円（保護者負担ゼロ）
	6,000円	6,000円	

#### ③町外から町内の中学校へ通学している生徒の保護者

中学校	食材料費	保護者負担額 （町外住民の方）
	6,000円	6,000円